

倉敷民商弾圧事件

禰屋裁判傍聴記

吹田民主商工会常務理事 西尾 栄一

禰屋さんの裁判の第15回公判が1月22日に岡山地方裁判所でありました。前日の夜に宜野湾市長選挙の応援から帰ってきたばかりでその余韻をもったままの参加でした。10時からの開廷前に地元の国民救援会の皆さんや禰屋さんの夫、大阪の会の三谷会長、美濃出さん等と裁判長へ署名をもって要請行動を行いました。参加者全員が自分の言葉で公平・公正な裁判を訴えました。私は、裁判官が確定申告についてよく学んでほしいこと、そして、禰屋さんの基本的人権を無視した保釈条件を早く撤回して欲しいと要望しました。裁判所職員が真剣に記録して裁判長に伝えると回答しました。

今回の公判から禰屋さん本人への質問が始まりました。禰屋さんは拘留中完全黙秘で闘ってきました。そのため、検察は禰屋さんが1建設の確定申告にどのように関わってきたかを知りません。にもかかわらず、検察は状況証拠のみで自らが描いたストーリーに沿ってI建設夫妻を誘導し、禰屋さん、小原さん、須増さんを犯罪人に仕立て上げたのです。そのストーリー崩しが今回の焦点でした。検察が描いたストーリーは禰屋さんがI建設の脱税意図を知りながら平成22年3月期〜平成24年3月期の申告書を作成したというものです。その根拠としたものが、I建設が活用していた「建設大臣」(会計ソフト・80万円もする)と、禰屋さんが活用していた民商の「会計王」のデータの違いでした。つまり、禰屋さんがI建設の脱税意図を知って勝手に「会計王」で虚偽の申告書を作り上げたと言うものでした。そのデータの基となる禰屋さん自筆の振替伝票を証拠としました。I建設夫妻は検察の脅しに屈して「私は何も知らない・禰屋さんが勝手にやった。」と昨年3月の公判で証言していました。

禰屋さんは「建設大臣」があるのになぜ「会計王」を使う必要があったのか。それは、「建設大臣」に不具合が起きたからでした。I建設が融資のために提出した試算表を見た銀行員から「バランスシートがバランスしていない」と指摘されてわかりました。その際、禰屋さんはI建設に修理するようにお願いしていましたが確定申告時期になっても直しておらず、禰屋さんは申告期に間に合わせるためにやむを得ず、民商にある「会計王」を使ったそうです。その後、修理されて直りましたが「新会社法」との関係ですべて使うことができず、「建設大臣」と「会計王」を併用せざるを得ませんでした。この事実を知らず、「建設大臣」があるにもかかわらず、わざわざ「会計王」で虚偽の申告書を作成したと描き出したのです。

禰屋さんの申告サポートは「建設大臣」が作成する合計残高試算表を見ながら行われます。現金・預金の残高は大丈夫か、完成工事高の漏れはないか、未払金、借入金、

減価償却の状況を口頭で聞き取り、振替伝票に記入していきます。消費税の申告準備では完成工事高から土地代金を外したり、家賃収入から居住用家賃を外したり、非課税等を除外していききました。これはすべてI建設のF婦人から聞き取った通りの金額で処理しています。振替伝票はF婦人にも渡しているの、禰屋さんからすれば「建設大臣」に入力されているものと思っていました。自分「建設大臣」を触ったこともない、操作の仕方もしらないと証言しました。禰屋さんにとって不幸なのは「建設大臣」の不具合だけではなく、F婦人の申告準備が年々雑になってきたことです。完成工事と未成工事を分けていない、建物と土地の価格を分けていない、賃貸不動産の住居用と事業所用を分けていないなどが、問題の期間に立て続けに起きています。70歳を超え、社長の肺がん発病と余命宣告、夫人の心臓病や腕骨折事故も影響していると思われます。そのため、禰屋さんは、期日に間に合わせようと、丁寧な聞き取りをしたり、一緒に分ける作業を手伝ったりしています。この時期、禰屋さんは15社の法人決算と250事業所の労働保険年度更新作業を並行しながらI建設の決算に貢献しています。事務局員としての献身性が犯罪に利用されたわけです。事務局員は困っている人を放置できる人はいません。その人間の善意を犯罪に利用することに心寒さを覚えます。

昨年3月のI建設夫妻の証言では、禰屋さんとI建設の親しさを印象付けるために、禰屋さんの絵画を頼まれて買ってあげたとありましたが、それは、禰屋さんが105万円と40万円で購入した絵画2点をI建設からの要望で50万円で譲ってあげたものであることもわかりました。禰屋さんは5月に申告相談のために3回程度、それ以外でも年間3回程度しかI建設を訪問しておらず、それほど親しい関係であるとは言えないこともわかりました。また、過去の税務調査で、売り上げ計上の仕方や棚卸の仕方について問題になったことがないことも証言されました。重要なのはこれらの証言が気負いなく自然体で行われていることです。事実を事実として正確に伝えることほど強いことはありません。裁判長が曇りのない心で対応していただけることを期待します。次回の公判日程はまだ決まっています。



商工新聞は経営のヒント・ノウハウの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう
 会費集金は会員の心をあじめる活動です 毎月10日までには集めましょう